

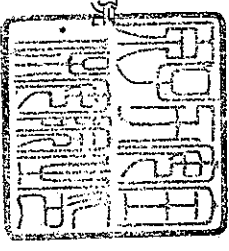
経済産業省

平成18・05・10原院第3号

平成18年5月15日

有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)

経済産業省原子力安全・保安院



下記のとおり「有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)」を制定する。

記

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第22条について、次のとおり解する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者又は同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者であつて、装薬銃を使用する者は、許可又は従事者証の有効期間満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から3月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

附則

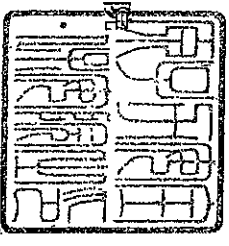
本内規は、平成18年6月1日から施行する。

経済産業省

平成18・05・10原院第3号  
平成18年5月15日

「火薬類取締法令の一部改正について」の一部改正について (内規)

経済産業省原子力安全・保安



昭和28年8月25日付け「火薬類取締法令の一部改正について」(28軽局第833号)の一部を次のように改正する。

第1章「火薬類取締法令の一部を改正する法律」についての○法第22条の改正中「然し、狩猟法第12条第1項の規定による鳥獣を捕獲することの許可を受けた者については、狩猟者のような特例がないから、鳥獣捕獲許可証の有効期間満了後における残火薬措置義務については従前通りである。」を削る。